

## 令和6年度 定例報告に係るFAQ 【訪問看護ステーション】

### ●定例報告の全般的事項

Q1：東海北陸厚生局からはがきが届きました。表面に「重要なお知らせ」と書かれており、裏面には、「訪問看護ステーションの基準に関する報告について」と書かれていますが、何を報告すればよいですか。

A1：基準を届け出ている訪問看護ステーションは、毎年8月1日現在の届出書の記載事項等について報告が必要となります。報告内容、様式及び方法等の詳細については、東海北陸厚生局ホームページに掲載の「令和6年度施設基準の定例報告」の「6. 訪問看護ステーション」ページをご確認ください。

必要な報告様式は、当局ホームページからダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

「令和6年度施設基準の定例報告」

1. 病院
2. 有床診療所
3. 無床診療所（医科）
4. 歯科
5. 薬局
6. 訪問看護ステーション

※ 令和5年度からはがきによるご案内に変更しています。

Q2：様式のダウンロードや印刷ができない場合はどうしたらよいですか。

A2：管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）にお問い合わせください。その際は、訪問看護ステーションの名称、ステーションコード、所在地、ご担当者名等をお伝えください。

Q3：定例報告の案内はがきが送付されているか確認したいのですが。（定例報告の案内はがきが届いていない。）

A3：定例報告の案内については、昨年度からはがきでご案内させていただいています。原則すべての訪問看護ステーションに対し、8月初旬に発送させていただいています。発送日等については、お手数ですが、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）にお問い合わせください。

Q4：「届出を行った訪問看護ステーションは、毎年8月1日現在で届出書の記載事項について、地方厚生（支）局長へ報告を行うものであること」とありますが、訪問看護ステーションの基準の届出を行っていない訪問看護ステーションは報告の必要がありますか。

A4：全事業所が報告の対象となります。

Q 5 : 報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A 5 : 管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）に郵送で提出してください。

Q 6 : 報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A 6 : 令和6年8月30日（金）までに郵送で1部提出してください。

※ 各県事務所には、十分な受付窓口や待合スペースがなく、また駐車場の確保も困難なことから、郵送による提出について特段のご理解とご協力をお願いします。

Q 7 : 各様式中の「ステーションコード」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A 7 : 7桁の指定通知書の番号を記載してください。

Q 8 : どの基準を届け出ているかについて、確認することはできますか。

A 8 : 東海北陸厚生局のホームページの「9. 指定訪問看護事業者の指定状況等」ページから「届出受理指定訪問看護事業所名簿」をご覧ください。

(リンク先) [「届出受理指定訪問看護事業所名簿」の掲載ページ](#)

Q 9 : 報告する必要がある基準とは、いつの時点で届け出ている基準が対象となりますか。

A 9 : 本年8月1日現在で届け出ている基準が対象となります。本年8月1日から算定開始として届け出ている基準（受理通知がまだ届いていないもの。）を含めて報告してください。

Q10 : 提出する書類はどれになりますか。また、様式の他に、添付する書類はありますか。

A10 : 報告様式「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書（別紙様式 13）及び「令和6年度施設基準実施状況報告書（表紙）」を提出してください。添付する書類はありません。

Q11 : 現在は算定していない基準がありますが、報告書の提出は必要でしょうか。また、何か手続きが必要でしょうか。

A11 : 報告書の提出は必要になります。届け出ている基準について、今後算定する見込みがない場合は、基準の取消しをご検討ください。また、届出時と比べ状況が変わり、基準を満たしていないため算定を行っていない場合は、速やかに、基準の取消しに係る届出を提出してください。

なお、基準の取消しに係る届出は、「訪問看護ステーションの基準に関する届出」の「基準の届出」にある各様式の「(届出・変更・取消し)」欄の「取消し」に○をつけて提出してください。

(リンク先) [「訪問看護ステーションの基準の変更届」の掲載ページ](#)

Q12 : 基準の届出事項に変更（従事者の変更等）が生じていますが、何か手続きが必要でしょうか。

A12：今回の報告書をもって、訪問看護ステーションの基準に係る届出事項の変更届に代えることはできません。別途、速やかに変更の手続きを行ってください。

※ 届出事項の変更届は、該当する届出様式（届出書添付書類）を用いて届出を行います。「訪問看護ステーションの基準に関する届出」の「基準の届出」にある各様式の「（届出・変更・取消し）」欄の「変更」に○とつけて、空いているスペースに「変更の理由」（例；「従事者の変更（追加）等」を簡単に記載していただき、該当する届出様式（届出書添付書類）と共に1部提出してください。

なお、管理者以外の従事者の変更については、「訪問看護事業変更届」は不要です。

（リンク先）[「訪問看護ステーションの基準の変更届」の掲載ページ](#)

Q13：報告書を提出した後に、報告内容に誤りがあることが判明しました。どうすればよいでしょうか。

A13：訂正したものを改めて提出（郵送）してください。なお、再送したものとわかるように、封筒及び再送する報告書に「訂正再送分（送付日付）」と朱書きで記載してください。

## 報告書「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書」（別紙様式13）に関する事項

Q15：報告書「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書」は両面印刷で提出してよいですか。

A15：お手数ですが、片面印刷で提出をお願いします。

Q16：報告書（別紙様式13）を記載する上で注意する点はありますか。

A16：当該報告書の「[別紙様式13 訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書：記載上の注意]」をよく読んで、ご記載ください。

例年の定例報告において、「従業員の職種・員数」及び「訪問看護ステーションの利用者数」欄の記載誤りや記載漏れ（ゼロ「0」の記載漏れ）が見受けられますので[記載上の注意]をよくお読みください。